

第4章 大気汚染

(1) 大気汚染の状況

県では大気汚染の状況を常時監視し、環境基準の適合状況を把握するため一般環境大気測定局を36ヶ所、自動車排出ガス測定局を4ヶ所、合計40ヶ所で大気汚染物質の測定を行っている。当市内では、中郷町にある中郷第一小学校敷地内に一般環境大気測定局が設置され、自動測定機で24時間測定が行われている。

表 4-1-1 二酸化硫黄 (SO₂) の測定結果

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年平均値	0.004 ppm	0.004 ppm	0.003 ppm
日平均値の 2%除外値	0.006 ppm	0.006 ppm	0.006 ppm
日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	無	無	無
環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。		
環境基準との比較	○	○	○

表 4-1-2 二酸化窒素 (NO₂) の測定結果

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年平均値	0.007 ppm	0.007 ppm	0.006 ppm
日平均値の 98%値	0.014 ppm	0.014 ppm	0.014 ppm
環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの範囲内又はそれ以下であること。		
環境基準との比較	○	○	○

表 4-1-3 オキシダント (O_x) の測定結果

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
昼間の 1 時間値の年平均値	0.034 ppm	0.033 ppm	0.031 ppm
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数	日	59	59
	時間	252	252
環境基準	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。		
環境基準との比較	×	×	×

表 4-1-4 浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年平均値	0.019 mg/m ³	0.019 mg/m ³	0.019 mg/m ³
日平均値の 2%除外値	0.053 mg/m ³	0.056 mg/m ³	0.049 mg/m ³
日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	無	無	無
環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。		
環境基準との比較	○	○	○

(2) 大気環境調査

大気環境の実態を把握するため、市内4地点において年2回(夏・冬)調査を行っている。

ア 調査日 ① 平成20年7月23日～24日(24時間)

② 平成21年2月2日～3日(24時間)

※サッカー・ラグビー場のみ平成21年2月19日～20日

イ 調査場所 No.1 磯原町磯原 1630-9 (サッカー・ラグビー場フェンス脇)
 No.2 大津町北町 4-5-15 (市立総合病院屋上)
 No.3 華川町花園 686-1 (華川町公民館水沼分館運動場)
 No.4 中郷町小野矢指 720-3 (中郷第二小学校プール脇)

表 4-2-1 大気環境調査の結果

①	二酸化窒素	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
サッカー・ラグビー場	0.006	0.004	0.3	0.03	0.0005>	0.002>	0.002>	0.005>
市立総合病院	0.007	0.004	0.3	0.03	0.0005>	0.002>	0.002>	0.005>
華川町公民館 水沼分館	0.003	0.003	0.2	0.02	0.0005>	0.002>	0.002>	0.005>
中郷第二小学校	0.004	0.004	0.2	0.03	0.0005>	0.002>	0.002>	0.005>

②	二酸化窒素	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
サッカー・ラグビー場	0.005	0.006	0.4	0.03	0.0011	0.002>	0.002>	0.012
市立総合病院	0.011	0.006	0.4	0.03	0.0019	0.002>	0.002>	0.005>
華川町公民館 水沼分館	0.002>	0.004	0.3	0.02	0.0008	0.002>	0.002>	0.005>
中郷第二小学校	0.004	0.005	0.3	0.03	0.0009	0.002>	0.002>	0.005>

(単位：浮遊粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは mg/m³、他は ppm)

※ 数値は24時間採取した試料空気の平均値。

(3) 国道 6 号線沿自動車排ガス環境調査

毎年、国道 6 号線の自動車排ガスによる影響を調査している。

ア 調査日 平成 20 年 8 月 4 日～5 日 (24 時間)

イ 調査場所 高萩警察署磯原地区交番 磯原町本町 4-2

表 4-3 自動車排ガス調査結果(国道 6 号線沿の経年変化)

項目	年度	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値
二酸化硫黄 (ppm)		0.0025	0.003	—	—	—	—
一酸化炭素 (ppm)		0.4	0.7	0.5	0.7	0.4	0.7
一酸化窒素 (ppm)		0.135	0.322	0.097	0.192	0.112	0.176
二酸化窒素 (ppm)		0.0215	0.027	0.033	0.050	0.036	0.042
窒素酸化物 (ppm)		0.157	0.346	0.129	0.223	0.148	0.218
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		0.044	0.13	0.06	0.11	0.07	0.10
鉛 (mg/m ³)		0.00002>	—	0.00002>	—	0.00003	—
ベンゼン (mg/m ³)		0.0017	—	0.0014	—	0.0010	—
トリクロロエチレン (mg/m ³)		0.002 >	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/m ³)		0.002 >	—	—	—	—	—
アセトアルデヒド (mg/m ³)		—	—	0.0052	—	0.0012	—
ホルムアルデヒド (mg/m ³)		—	—	0.0009	—	—	—
ベンゾ(a)ピレン (μg/m ³)		—	—	—	—	0.00053	—
交通量 (台)		23,540		21,526		20,442	

※平均値のうち、一酸化炭素・浮遊粒子状物質・窒素酸化物(一酸化窒素,二酸化窒素)は1時間値の1日平均値、その他の物質は1日平均値。最大値は最も高かった1時間値を示している。

(4) 降下ばいじん量測定

降下ばいじん量(大気中の粒子状物質のうち自己重量により、又は水滴に含まれて地上に落下するもの)を市内3地点において、春・夏・秋・冬の各1回調査を行っている。

表 4-4 降下ばいじん量測定結果(経年変化)

[単位; t/km²・30 日]

年月	場所	市役所	市立総合病院	華川町公民館水沼分館
平成 18 年 5 月		3.47	3.96	3.55
8 月		1.20	3.26	2.81
11 月		1.40	1.93	1.43
平成 19 年 2 月		1.64	1.83	0.89
5 月		4.00	7.36	3.50
8 月		1.54	6.08	1.41
11 月		1.24	1.50	0.68
平成 20 年 2 月		1.45	3.27	2.19
5 月		5.81	5.89	6.08
8 月		3.18	2.92	4.23
11 月		1.57	1.50	0.56
平成 21 年 2 月		1.36	1.62	0.60

※市立総合病院における平成 19 年 5 月及び 8 月の測定結果は鳥の糞が混入したことにより、水沼分館における平成 20 年 5 月の測定結果は隣接の畑に土を搬入したことにより、高い値を示している。

(5) 雨水調査

平成5年から、市役所、市立総合病院、華川町公民館水沼分館の3地点において、簡易バルク採取法により雨水を採取し、pH及び成分濃度等の測定を行っている。

表 4-5-1 北茨城市役所における雨水調査の結果

項目 年月	pH 水素イオン 濃度	EC 導電率 (m S/m)	成分濃度 (mg/l)								留水量 (ml)
			Cl ⁻ 塩素イオン	SO ₄ ²⁻ 硫酸イオン	NO ₃ ⁻ 硝酸イオン	Na ⁺ ナトリウムイオン	K ⁺ カリウムイオン	Mg ²⁺ マグネシウムイオン	Ca ²⁺ カルシウムイオン	NH ₄ ⁺ アンモニウムイオン	
20年5月	4.74	2.01	2.00	1.28	0.74	1.27	0.07	0.20	0.16	0.22	4,860
8月	4.34	2.79	1.14	2.27	1.04	0.65	0.03	0.11	0.07	0.24	4,500
11月	4.63	2.65	2.31	1.42	0.90	1.39	0.24	0.26	0.19	0.18	1,630
21年2月	4.87	1.84	1.66	1.56	0.96	0.87	0.08	0.52	0.11	0.33	1,130
平均	4.6	2.3	1.8	1.6	0.91	1.0	0.11	0.27	0.13	0.24	3,030

表 4-5-2 北茨城市立総合病院における雨水調査の結果

項目 年月	pH 水素イオン 濃度	EC 導電率 (m S/m)	成分濃度 (mg/l)								留水量 (ml)
			Cl ⁻ 塩素イオン	SO ₄ ²⁻ 硫酸イオン	NO ₃ ⁻ 硝酸イオン	Na ⁺ ナトリウムイオン	K ⁺ カリウムイオン	Mg ²⁺ マグネシウムイオン	Ca ²⁺ カルシウムイオン	NH ₄ ⁺ アンモニウムイオン	
20年5月	4.75	2.15	2.14	1.48	0.86	1.35	0.08	0.26	0.18	0.28	4,480
8月	4.34	3.10	1.66	2.71	1.28	0.99	0.06	0.17	0.11	0.36	3,220
11月	5.02	2.38	2.35	1.89	0.95	1.43	0.25	0.40	0.22	0.40	1,840
21年2月	4.86	1.83	1.64	1.56	0.93	0.82	0.08	0.58	0.10	0.26	1,150
平均	4.7	2.4	1.9	1.9	1.0	1.1	0.12	0.35	0.15	0.33	2,670

表 4-5-3 華川町公民館水沼分館における雨水調査の結果

項目 年月	pH 水素イオン 濃度	EC 導電率 (m S/m)	成分濃度 (mg/l)								留水量 (ml)
			Cl ⁻ 塩素イオン	SO ₄ ²⁻ 硫酸イオン	NO ₃ ⁻ 硝酸イオン	Na ⁺ ナトリウムイオン	K ⁺ カリウムイオン	Mg ²⁺ マグネシウムイオン	Ca ²⁺ カルシウムイオン	NH ₄ ⁺ アンモニウムイオン	
20年5月	5.22	1.03	0.64	1.12	0.53	0.39	0.07	0.11	0.10	0.36	6,100
8月	5.46	1.86	0.94	3.42	1.26	0.47	0.47	0.05	0.05	1.52	5,940
11月	4.42	2.06	0.50	1.02	0.80	0.26	0.04	0.19	0.04	0.39	1,870
21年2月	4.89	1.14	0.64	0.88	0.66	0.35	0.06	0.27	0.05	0.16	1,300
平均	5.0	1.5	0.68	1.6	0.81	0.37	0.16	0.16	0.06	0.61	3,800

(6) 光化学スモッグ対策

茨城県は、光化学大気汚染による被害を未然に防止するため、茨城県光化学スモッグ対策要綱を定め、平成2年度から北茨城市・高萩市を高萩地域として対象地域に指定した。また、県では、光化学スモッグに関する情報を新聞・ラジオ等により報道している。平成20年度の当該地区は、予報のみの発令であり、注意報の発令はなかった。

表 4-6 光化学スモッグ緊急時の発令状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
予 報	0	2	0	0	0	0	0	2
注 意 報	0	0	0	0	0	0	0	0

(参考) 光化学スモッグ緊急時発令基準

区 分	発令の基準（抜粋）
予 報	気象条件から見て、下三欄の状態が発生することが予想される時。オキシダントの大気中における濃度（以下この表において「オキシダント濃度」という。）が注意報の項に掲げる場合に該当する事態に近く、かつ、さらに悪化することが予想される時。
注 意 報	測定地点においてオキシダント濃度が 0.12 ppm 以上になり、かつ、継続すると認められる時。
警 報	測定地点においてオキシダント濃度が 0.24 ppm 以上になり、かつ、継続すると認められる時。
重大警報	測定地点においてオキシダント濃度が 0.4 ppm 以上になり、かつ、継続すると認められる時。

(7) 大気汚染防止法及び県条例に関する届出状況

① 大気汚染防止法に基づく届出状況

表 4-7-1 ばい煙発生施設の届出状況

届出の種類 施設の種類の	設置届出		使用届出		廃止届出		施設総数
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	
1 ボイラー	5	29			5	8	148
5 金属の精錬・铸造用溶解炉	1	4					7
6 金属の鍛造・圧延用加熱炉	1	1					4
9 窯業用焼成炉・熔融炉							2
11 乾燥炉							8
12 製鉄・製鋼・合金鉄用電気炉							2
13 廃棄物焼却炉							7
19 塩素・塩化水素反応施設等							3
25 鉛蓄電池溶解炉							7
28 コークス炉							1
29 ガスタービン							1
30 ディーゼル機関	1	1					14
計	8	35	0	0	5	8	204

※事業所実数 55

表 4-7-2 一般粉じん発生施設の届出状況

届出の種類 施設の種類の	設置届出		使用届出		廃止届出		施設総数
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	
1 コークス炉							1
2 鉱物・土石の堆積場					1	2	13
3 ベルト・バケットコンベア	1	9					26
4 破砕機・摩砕機							3
5 ふるい							4
計	1	9	0	0	1	2	47

※事業所実数 10

表 4-7-3 揮発性有機化合物排出施設の届出状況

届出の種類 施設の種類	設置届出		使用届出		廃止届出		施設総数
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	
4 印刷回路用接着乾燥施設							5
7 印刷乾燥施設(グラビア)							2
計	0	0	0	0	0	0	7

※事業所実数 3

表 4-7-4 特定粉じん排出等作業の実施届出状況(石綿関係)

作業の種類	届出数
1 建築物の解体作業	0
2 建築物の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材等を除去する作業	0
3 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業	0
4 改修・補修作業	0

表 4-7-5 その他の届出状況

届出の種類	変更	承継	氏名変更	期間短縮	計
件数	1	1	8	5	15

② 県条例に基づく届出の状況

表 4-7-6 ばい煙発生施設の届出状況

届出の種類 施設の種類	設置届出		使用届出		廃止届出		施設総数
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	
1 コークス炉及び付属施設							1
2 シアン化合物用電気メッキ施設	1	1					28
3 フェノール樹脂製造施設							1
計	1	1	0	0	0	0	30

※事業所実数 3

表 4-7-7 粉じん発生施設の届出状況

届出の種類 施設の種類	設置届出		使用届出		廃止届出		施設総数
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	
2 繊維製品製造用動力打綿機							6
4 窯業土石製品製造用包装施設							1
計	0	0	0	0	0	0	7

※事業所実数 6

◇ 環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準

A 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること
備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回るものとならないよう努めるものとする。 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	

B 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

C ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

D 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
<p>備考</p> <p>1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>	

◇ 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

物質	環境上の条件
アクリロニトリル	1年平均値が $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀	1年平均値が $0.04 \mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が $0.025 \mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
<p>※指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものである。</p>	